

## 被爆者に対して適正な援護の推進を求める要望意見書

広島・長崎に投下された原子爆弾は、多くの人の尊い命を奪い、辛うじて生存した人々には、重大な放射線後遺症の被害を与えました。

現在も、26万人近くの生存被爆者が原爆放射線の影響により、多重がんなどの重篤な疾病を患い、日常生活に不安と苦痛を感じています。

しかし、これらの人々が国に対して原爆症と認定するよう申請を行っても、そのほとんどは却下処分となっている現状にあります。

これは政府が、科学的に見て疑問のある審査基準を機械的に運用しているからであり、現在、原爆症として認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳を持つ被爆者全体の約1パーセントに過ぎません。

被爆者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によって、健康管理手当等の支給を受けていますが、多重がんなどの重篤な疾病を患った場合は、原爆症として国がその治療費を支払うのは当然のことです。

原爆症認定申請の却下処分を受けた被爆者は、その取り消しを求めて全国で200人以上が提訴を行い、既に大阪地裁では9人、広島地裁では41人の原告全員が勝訴し、裁判所は国に対して認定却下処分の取り消しを言い渡しました。

政府はいずれも直ちに控訴しましたが、被爆者は高齢化し、提訴者の中には病没している者もあり、被爆者の援護にあたっては迅速な対応が必要です。

よって、政府においては、被爆者の実情を鑑み、原爆症の認定にあたっては、内部被爆のもたらす影響や被爆者の健康状態などを総合的に判断し、迅速かつ適正な対応をす

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 9 月27日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎